

(委託の入札等について)

この委託の入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

標準要求書

第1 委託件名

道路整備計画等改定業務委託（以下、「本委託」という。）

第2 契約期間

契約締結日から令和10年2月29日まで

第3 履行場所

多摩市内一円

第4 総則

1 適用範囲及び一般事項

本委託は、この標準要求書（以下、「要求書」という。）に規定されているもののほか、東京都建設局制定「設計委託標準仕様書」によるものとする。

また、この要求書において、標準仕様書、関係法令、各種基準、指針等については、特に指定のない限り最新版を指すものとする。

2 成果品の帰属

本委託において作成され、既に他の所有権等を有するものを除く一切の図書類、電子情報等及びそれらの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は多摩市に帰属する。なお、第三者が権利を有する著作物については、出典を明記する等の適切な引用を行うものとし、とりわけ計画書は頒布物として作成するものであることに留意されたい。

4 秘密の保持

受託者は、本委託において、業務上知り得た機密及び業務の成果等を多摩市の承諾を得ず、自ら使用したり、第三者に漏洩したりしてはならない。

5 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関しては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

6 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及びサイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより多摩市が被害を被った場合には、多摩市は受託者に損害賠償を請求することができる。多摩市が請求する損害賠償額は、多摩市が実際に被った損害額とする。

7 安全管理

本委託の外業に当たっては、監督員と事前に協議のうえ実施すること。

- (1) 現地調査等に係る安全管理計画、緊急時連絡体制表を監督員へ提出するものとする。歩行者及び車両の安全を確保し、監督員の指示があれば従うこと。
- (2) 受託者は現地調査の実施にあたり、監督員から貸与された身分証明書を常時調査員に携帯させなければならない。
- (3) 業務実施のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者等の了解を得て住民とのトラブルを起こさぬように十分注意しなければならない。

8 環境により良い自動車利用

本委託の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

9 契約関係書類

受託者は、契約後速やかに必要書類を提出し、監督員の承諾を得ること。なお、必要書類については委託契約約款によるものとする。

10 測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）の登録について

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、TECRISに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

11 報告・協議

監督員は、必要に応じ、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、または説明を求める等の措置を行う。また、業務打合せの際には記録簿を作成し、監督員に提出するものとする。

1.2 再委託

- (1) 受託者は、本委託等の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本委託等の主要な部分について、プロポーザルに係る提案書で明示された範囲を超えて第三者に委託してはならない。
- (3) 監督員の指示や協議については、原則として全て受託者が対応するものとし、これを第三者に委託してはならない。
- (4) この要求書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (5) 本委託の再委託先である協力会社は、多摩市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

1.3 旅費交通費

本委託の旅費交通費の算定に当たっては、直接人件費の1.49%を計上する。

1.4 明示なき事項

本要求書に明示なき事項または疑義が生じた場合は、委託契約約款に準じ、監督員と受託者が協議のうえ定める。

第5 委託の目的

多摩市では、多摩市総合計画のもと平成28年3月に「多摩市道路整備計画」を見直し、安全で快適な都市生活の向上に取り組んでいる。また、平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」を踏まえ、令和2年6月に「多摩市無電柱化推進計画」を策定し、市道の無電柱化に努めているところである。

一方、市内各所の道路建設から長い年月が経過しており、老朽化に伴う維持管理費の増加や更新費用の集中が課題となり、安全性の確保は予断を許さない状況である。令和3年7月には、多摩市公共施設等総合管理計画における個別施設計画として「多摩市舗装更新計画」を策定したところであるが、更なる取組の拡充や、運用面の課題改善が求められている。

このような状況下において、いずれの計画も限られた行政運営基盤のもとで効果的に進めていくことが求められており、社会情勢や技術革新といった各計画を取り巻く環境の変化にも留意が必要である。

本委託は、「多摩市道路整備計画」の見直しから約10年が経過することを踏まえ、各計画の進捗状況や最新の関連法令・基準、先進事例などを考慮し、他の計画との整合を図りつつ、これらの計画がより実行性の高い効果的なものとなるよう改定を行うことを目的としている。

なお、既存計画の見直しにあたっては、不必要にその全てを見直すのではなく、本委託の趣旨を十分に考慮するとともに、優先度の高い検討を重点的に取り組むこととする。

第6 対象とする施設と用語の定義

- 1 本委託の対象とする施設は、多摩市管理道路（総延長約300km）とする。
- 2 多摩市管理道路（総延長約300km）のうち、想定している対象施設と用語の定義を次に記載する。なお、調査や検討の規模の参考として示すものであることに留意すること。また、用語の定義についてはこの要求書のほか、本委託に係る資料の全てに適用する。

（1）車道（総延長約266km）

※「車道」とは、道路構造令第2条第4項の規定によるものとする。

（2）歩道

ア 設置道路延長 約93km

イ 延べ延長 約139km

※「歩道」とは、道路構造令第2条第1項（歩道）及び同条第3項（自転車歩行者道）の規定によるものから道路法第48条の13第2項の規定による指定を受けた道路もしくは道路の部分（自転車歩行者専用道路）を除いたものとする。

※設置道路延長は道路中心線の延長を計上したものであり、延べ延長は両側歩道の場合に片側ずつ計上したものである。

（3）多摩ニュータウン地区における遊歩道 約36km

※多摩ニュータウン地区とは、多摩ニュータウンとして新住宅市街地開発事業及び土地区画整理事業が施行された地区を指すものとする。

※「遊歩道」とは、道路法第48条の13第2項の規定による指定を受けた道路もしくは道路の部分（自転車歩行者専用道路）とする。

（4）交通安全施設

※「交通安全施設」とは、道路工事設計基準（東京都建設局）によるものとし、内訳は次に示すとおりである。

ア オーバーハング式道路標識（大型・F型） 約10基

イ 信号機添架式道路標識（主要地点標識） 約70基

ウ 路側式道路標識（道路愛称名等） 約180基

エ 道路反射鏡（カーブミラー） 約1,000基

オ 道路照明（街路灯・防犯灯等） 約10,000基

※うち電柱共架式が約6,500基、単柱式が約3,100基。

カ その他、道路附属物等更新計画策定に必要とされる交通安全施設を検討対象とする。次に掲げるものは例示であり、この限りではない。

（ア）警戒標識・規制標識のうち道路管理者が設置するもの。

（イ）視線誘導標・障害物表示灯・線形誘導表示板

（ウ）防護柵（車両用防護柵・歩行者自転車用柵）

3 次に掲げる施設については、調査や検討の対象外とする。ただし、必要に応じて関連計画との整合を図ること。

- (1) 橋梁 (多摩市橋梁長寿命化修繕計画)
- (2) 多摩センター共同溝 (多摩センター共同溝長期修繕計画)
- (3) 街路樹 (多摩市街路樹よくなるプラン改定版)
- (4) 道路擁壁

第7 委託の概要

本委託では、以下の既存計画の改定及び、新規計画の策定に向けた検討を行うものとする。

- 1 令和7年度
 - (1) 既存資料による既存計画の時点修正
- 2 令和8年度
 - (1) 現地踏査や資料解析等による調査結果の報告
 - (2) 調査結果に基づく計画改定方針の報告
- 3 令和9年度
 - (1) 各計画の策定・改定
 - (2) 業務全体を通じた報告書の作成

第8 委託の内容

1 計画準備

本委託の目的と趣旨を踏まえるとともに、年度ごとの計画を明確にすることに留意して業務計画書を作成し、業務着手時に監督員へ提出すること。

なお、業務計画書の内容が業務着手時から変更となる場合は、監督員と協議するとともに、速やかに変更業務契約書を提出すること。

また、業務計画書及び変更業務計画書と併せて工程表を提出すること。

2 多摩市道路整備計画の改定

(1) 現状と課題の整理

監督員の貸与する、多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）、道路台帳等、業務に関連する各種資料を収集・整理する。なお、道路台帳図に記載の認定幅員と各計画路線の計画幅員を対比し、道路拡幅済区間を確認する作業については、受託者が行うものとする。

(2) 計画路線図・一覧表の更新

多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）に記載の計画路線図および一覧表について、過去に道路拡幅・道路整備が完了している道路区間を除外すること。また、図面作成にあたっては、監督員が編集可能かつ所定の形式（d w g, d x f, d o c x, x l s x）に電子化するものとする。

(3) 重要整備路線図・一覧表の更新

多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）に記載の重要整備路線図および

び一覧表について、過去に道路拡幅・道路整備が完了している道路区間を除外すること。図面作成にあたっては、監督員が編集可能かつ所定の形式（d w g, d x f, d o c x, x l s x）に電子化するものとする。

なお、重要整備路線については、用地取得の進捗率を一覧に整理するものとする。用地取得の進捗率は、監督員が情報提供する。

(4) 多摩ニュータウン地区における関連事業等を踏まえた検討

多摩ニュータウン地区については、開発行為や多摩ニュータウン再生事業等と合わせた再構築が考えられる路線を検討すること。とりわけ、現況が片側歩道となっている路線については、その区間の一覧と代表断面（現況）を整理すること。

(5) 多摩市道路整備計画の改定

本委託での検討結果をふまえ、多摩市道路整備計画の改定を行う。多摩市道路整備計画の改定にあたり、本委託で改定を行う多摩市無電柱化推進計画及び多摩市舗装更新計画との整合性に留意し、それらの基本方針などの概要について多摩市道路整備計画に位置付けること。

3 多摩市無電柱化推進計画の改定

(1) 現状と課題の整理

無電柱化に関する国、東京都及び多摩市における最新版の関連計画を整理し、無電柱化事業との関係事項について現状と課題を整理する。（例：無電柱化の推進に関する法律（平成28年12月施行）、無電柱化推進計画（国土交通省）、東京都無電柱化推進計画、第六次多摩市総合計画、多摩市都市計画マスタープラン（令和7年3月）等）。

既存資料や電線管理者の管理図面等を基に、市内の道路（都道・市道）における無電柱化状況を整理し、計画路線の一覧図・表を更新する。

(2) 基本方針の改定

無電柱化の基本方針について、現計画（多摩市無電柱化推進計画）での整理結果を確認し、多摩市無電柱化推進計画の基本方針を改定する。なお、計画路線の見直しについては、整備済み区間の除外及び(3)で指定する区間の追加を想定している。

(3) 路線の追加に伴う検討（庁舎整備事業に伴う無電柱化の検討）

多摩市役所（関戸六丁目12番地1）周辺の道路については、庁舎整備事業に伴う無電柱化が検討されている。合計延長は概ね1km以内を想定している。

当該地区における、庁舎整備事業に伴う無電柱化の整備方針については別事業において検討されるものであるが、受託者は多摩市無電柱化推進計画への反映について検討するものとする。なお、庁舎整備事業については、監督員が情報提供を行うものとする。

(4) 今後の事業化に係る検討

既に事業着手している路線及び(3)で検討した地区を除き、今後優先的に事業化が望まれる路線を検討すること。本検討にあたっては、計画路線の整備

上の課題を整理するとともに、整備難易度の観点から複数案を提示すること。

(5) 多摩市無電柱化推進計画の改定

本委託での検討結果をふまえ、整備路線・計画期間・目標を定めた「多摩市無電柱化推進計画」を改定する。本計画は、無電柱化推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき方策などについても取りまとめる。計画路線の案内図は、監督員が編集可能かつ所定の形式（d w g , d x f , d o c x , x l s x）に電子化するものとする。

(6) イメージ図の作成

監督員の指定した箇所について、無電柱化前後のイメージ図（10枚程度）を作成する。

4 多摩市舗装更新計画の改定

(1) 現状と課題の整理

次のア及びイの結果をふまえて既存計画の事後評価を行い、舗装の維持管理を取り巻く現状と課題を整理し、改善目的を明確にする。

ア 既存資料の収集整理

道路台帳や路面性状調査結果の既存資料を収集整理する。

イ 現地踏査（歩道）

本委託の検討に必要と判断する現地踏査の実施方針を検討・提案し、監督員と協議のうえ決定し、実施する。

ウ 現地踏査（遊歩道）

本委託の検討に必要と判断する現地踏査の実施方針を検討・提案し、監督員と協議のうえ、実施する。ただし、多摩ニュータウン地区の遊歩道を対象に、その全てを現地踏査するものとし、各路線の舗装仕様（例：アスファルト（黒）舗装、カラーアスファルト舗装、インターロッキングブロック舗装、コンクリート平板舗装）を一覧に整理するものとする。

なお、現地踏査の際は5（1）に記載のとおり遊歩道にある標識（道路法第48条の13第2項の規定による指定を受けた道路もしくは道路の部分であることを示す規制標識）に留意すること。

(2) 管理基準や状態把握の方針に係る検討

現状と課題の整理及び、先進事例や新技術等の動向をふまえて、管理基準や状態把握の方針（例：対象箇所、頻度、方法）について必要な見直しを検討する。

とりわけ、既存計画では歩道や遊歩道に係る方針は整理されていないことに留意し、車道の舗装更新とは別途に検討を行うこと。

(3) 今後の舗装更新（車道・歩道・遊歩道）について

車道については、管理基準や状態把握の方針に係る検討の結果をふまえ、既存の路面性状調査結果や対策履歴等を用いながら中長期的なライフサイクルコストを勘案し、車道の舗装更新予定（令和10年度から令和19年度）を計画すること。

歩道及び遊歩道については、管理基準や状態把握の方針に係る検討の結果を

ふまえ、既存資料や本委託における現地踏査の結果等を用いながら対策の時期やコストを検討すること。さらに、今後補助金を活用しながら歩道及び遊歩道の舗装補修工事を行うにあたり、その工事の必要性や施工方法の妥当性等を説明する根拠となるように検討すること。

ただし、歩道・遊歩道については全てをアスファルト（黒）舗装で更新することが困難であると想定しており、各地区の特性や景観面に配慮して舗装の仕様を検討する必要がある。このことについて、市民の意見（合意形成）をふまえる必要があるため、監督員と協議を行うものとする。受託者は、舗装の仕様等の必要な情報提供を行うとともに、検討結果を取りまとめるものとする。

（５）多摩市舗装更新計画の改定

本委託での検討結果をふまえ、既存計画に対し必要な改定を行う。計画路線の案内図は、監督員が編集可能かつ所定の形式（d w g , d x f , d o c x , x l s x）に電子化するものとする。

（６）道路陥没に係る今後の提案

舗装を計画的に更新していくことにより、舗装の劣化に伴う道路の陥没は抑制することが可能である。一方、路面下空洞に起因する道路陥没については、そのメカニズムが舗装の劣化とは異なるものであるため、別途の調査や検討が必要となる。

路面下空洞に係る調査計画や修繕計画の策定、あるいは予備調査については、本委託で行わないが、今後行うための条件定義をすること。必要となることが想定される資料並びに今後検討すべき事項及び検討手順等を提案するものとする。

5 道路附属物等の維持管理及び点検に係る検討

（１）現状と課題の整理

既存資料等をふまえ、道路附属物等の維持管理を取り巻く現状と課題を整理し、改善目的を明確にする。なお、遊歩道にある標識（道路法第48条の13第2項の規定による指定を受けた道路もしくは道路の部分であることを示す規制標識）については、現地踏査により設置箇所及び数量を記録するものとする。

（２）道路附属物等の維持管理の基本的な考え方の検討

現状と課題の整理及び、先進事例や新技術等の動向をふまえて、管理基準や点検等の状態把握（例：対象施設、箇所、方法、頻度）の方針を検討する。なお、方針を検討するにあたり、施設ごとに予防保全型もしくは事後保全型に大別するものとする。

（３）道路附属物等の点検実施に係る提案

（２）での検討結果をふまえ、所定の点検間隔が一巡するまでの期間を対象に、具体的な点検の実施方法を提案する。当該期間内の点検対象・順番を整理するとともに、点検業務委託の要求書（案）を作成すること。

（４）検討結果のとりまとめ

将来的に（仮称）多摩市道路附属物等更新計画の策定を予定しているので、検討結果をとりまとめ、計画案を作成すること。

6 市民参画等の実施・運営支援

(1) パブリックコメント実施に向けた支援業務

受託者は、パブリックコメントを効果的に行うための目標設定や実施手順を検討するものとし、監督員と協議のうえ決定する。また、実施に必要な資料の作成を支援し、寄せられた意見のデータ化、分類・集計、意見の反映対応作業を行うものとする。パブリックコメントは1回実施予定である。

(2) 市民説明会（意見交換会）の開催に向けた支援業務

受託者は、市民説明会（意見交換会）を効果的に行うための目標設定や実施手順を検討するものとし、監督員と協議のうえ決定する。また、実施に必要な資料の作成及び当日の説明を支援し、寄せられた意見のデータ化、分類・集計、意見の反映対応作業を行うものとする。市民説明会（意見交換会）は3回（主要3地域で各1回）開催予定である。

(3) 有識者の招へい

受託者は、有識者の招へいを効果的に行うための目標設定や実施手順を検討するものとし、監督員と協議のうえ決定する。受託者は、次に掲げる作業を行うものとする。有識者の招へいは1回以上行う予定である。

ア 候補者を選定し提案すること。

イ 有識者の参加可否を確認し、もしくは日程調整をするための連絡を行うこと。

ウ 有識者への謝礼金（必要な場合は交通費その他の経費を含む。）の負担。

エ 必要に応じ、事前及び当時の配布資料並びに議事録等の報告資料を作成する等、円滑な履行の支援。

7 報告書作成

(1) 本委託の報告書については、完了時のほか、年度ごとの履行検査に必要な部分を作成するものとする。なお、完了時の報告書については、別途概要版を作成すること。

(2) 本委託において作成した電子データ等については、調査や検討の過程の資料も含め、完了時の報告書と併せて提出するものとする。また、本委託に関するプロポーザルにおいて提出した提案書も電子データに含めること。なお、必ずしも報告書への記載を伴わないことに留意し、データを整理すること。

(3) 文書のオリジナルデータはdocx, xlsx, pptx形式を原則とし、その他の文書作成ソフト等を使用する場合は、docx, xlsx, pptx形式に変換したうえで提出すること。また、pdf形式についてはオリジナルデータと別途に、閲覧のため出力するものとして扱う。なお、画像や図面等については、この限りではない。

第9 資料の貸与

- 1 本委託の履行にあたっては、以下の資料を貸与する。
 - (1) 現行計画
 - ア 多摩市道路整備計画（平成27年度見直し版）
 - イ 多摩市無電柱化推進計画（令和2年6月策定）
 - ウ 多摩市舗装更新計画（令和3年7月策定）
 - (2) 道路台帳図
 - (3) 路面性状調査結果（令和3～7年度）※調査対象路線に限る。
 - (4) 道路附属物の調査結果
 - ア 道路照明（平成26年度）※幹線道路のみ 約1,000件
 - イ オーバーハング式道路標識（令和6年度） 約10件
 - ウ 信号機添架式道路標識（令和6年度） 約70件
 - エ 路側式道路標識（平成29年度） 約180件
 - (4) 工事履歴 ※資料が用意可能なものに限る
 - (5) その他、本委託に必要なかつ受託者に提供可能な資料
- 2 受託者は、善良な管理者の注意をもって、監督員から貸与を受けた資料を取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め又は現状に復して返還し、若しくはこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。なお、履行完了時まで監督員へ資料をすること。

第10 主任技術者その他の配置予定技術者について

- 1 主任技術者（契約の履行に関し、業務の技術上の管理及び統括等を行う者。）として以下の資格条件を満たし、かつ以下の（1）～（4）のいずれかの業務実績を有する者とする。

資格条件：技術士（建設部門 - 鋼構造及びコンクリートもしくは都市及び地方計画もしくは道路）

業務実績：

 - (1) 道路の新設や改良等に係る設計もしくは計画に関する委託業務の実績、または地域交通に係る計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。
 - (2) 道路の無電柱化（電線共同溝整備）に係る設計もしくは計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。
 - (3) 道路の舗装について、劣化状況に係る調査もしくは調査計画に関する委託業務の実績、または補修・更新・長寿命化等に係る計画に関する委託業務の実績

があること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。

（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。

- (4) 道路構造物（橋梁を含む。）もしくは道路附属物（単一の対象施設でも構わないものとする。）の点検もしくは点検計画に関する委託業務の実績、または補修・更新・長寿命化等に係る計画に関する委託業務の実績があること。ただし、国又は地方公共団体（公社を含む。）が発注した業務であること。また、契約締結日が平成27年4月1日以降の業務であること。（履行中の業務も可とする。）そして、TECRIS（測量調査設計業務実績情報システム）において登録内容が確認可能であること。

- 2 主任技術者もしくは以下の資格条件を満たす者（複数人でも構わないものとする。）を配置することにより、配置した者の業務実績を積み上げた結果、前項1の(1)～(4)の実績全てを満たすこと。

資格条件：技術士（建設部門）またはRCCM（鋼構造及びコンクリートもしくは都市計画及び地方計画もしくは道路）

- 3 受託者は、契約に係る確認を求められた際、配置する技術者が保有する資格及び実績ならびに受託者との雇用関係を書面（電磁的記録を含む。）により証明しなければならない。

第1.1 打合せ

- 1 打合せ協議は、着手時・中間報告時・完了（納品）時の計12回を予定している。着手時と完了（納品）時の打合せには、主任技術者が同席すること。
- 2 打合せ記録簿はその都度作成し、1週間以内に監督員の確認を得ること。
- 3 本委託では許認可等に係る関係機関協議を伴わないものと想定しているが、円滑な計画改定作業を実現するため、受託者は市内部の会議や検討委員会の支援（説明資料作成等）を行うものとする。

第1.2 成果品

本調査における成果品は次のとおりとする。

- 1 報告書（A4版、製本） 2部
- 2 各計画書 300部（100部×3計画）
- 3 電子データ一式（CDまたはDVD） 2部

※本委託に関するプロポーザルにおいて提出した提案書の電子データを含む。

第1.3 成果品の納入場所

成果品の納入場所は、多摩市役所（道路交通課）とする。

第 1 4 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本委託終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合は、速やかに多摩市の指示に基づき、成果品の訂正をしなければならない。これに要する費用は、受託者の負担とする。

第 1 5 担当部署

多摩市都市整備部道路交通課整備保全担当 1

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

042-338-6859（直通）